

# 沖縄県後期高齢者医療広域連合情報公開条例

〔平成19年8月23日〕  
条例第23号

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 公文書の公開（第5条—第14条）
- 第3章 不服申立て（第15条—第17条）
- 第4章 情報公開・個人情報保護審査会（第18条—第25条）
- 第5章 雑則（第26条—第29条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、沖縄県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の保有する公文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、広域連合の諸活動を住民に説明する責務を全うし、もって、住民参加の公正で開かれた行政を一層推進することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。
- (2) 実施機関 広域連合長、選挙管理委員、監査委員及び議会をいう。

#### （実施機関の責務）

第3条 実施機関は、住民の知る権利が十分に保障されるよう、この条例を解釈し、運用しなければならない。

2 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、個人の尊厳を守るため、個人に関する情報がみだりに公開されないよう最大限の配慮をしなければならない。

#### （利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求を行うとともに、公文書の公開により得た情報を適正に使用しなければならない。

### 第2章 公文書の公開

#### （公文書の公開を請求する権利）

第5条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の所管する事務に係る公文書の公開を請求することができる。

#### （公開請求の手続き）

第6条 公文書の公開を請求しようとする者（以下「公開請求者」という。）は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「公開請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 請求に係る公文書の内容
- (3) その他実施機関の定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者

に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

**(非公開とすることができる公文書)**

**第7条** 実施機関は、次の各号の一に該当する情報が記録されている公文書については、当該公文書を非公開とすることができる。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、公開することができない情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報は除く。

ア 法令の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社法（平成14年法律第97号）第1条に規定する日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員（国家公務員であるものを除く。）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る情報

ウ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあることが明らかであるもの。ただし、当該法人等又は当該個人の事業活動によって生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活の侵害から保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。
- (4) この広域連合の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、住民の間に誤解若しくは混乱を招き、又は特定の者に不当に利益若しくは不利益を与えるおそれがあることが明らかなもの。
- (5) この広域連合の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが明らかなものであるもの。

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、この広域連合又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

- (6) 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、行政上の義務違反の取締りその他公共の安全の確保と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあることが明らかである情報
- 2 実施機関は、公開請求に係る公文書に前項各号の一に該当する情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、同項各号に該当する情報とを合理的かつ容易に区分することができるときは、同項の規定にかかわらず、同項各号に該当する部分を除いて、当該公文書を公開しなければならない。
- 3 実施機関は、公開請求に係る公文書が第1項に該当する公文書であっても、期間の経過によって当該公文書を非公開とする理由がなくなったときは、当該公文書を公開しなければならない。

**(公益上の理由による裁量的公開)**

**第8条** 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該公文書を公開することができる。

**(公文書の存否に関する情報)**

**第9条** 実施機関は、公開請求者に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときには、当該公文書の存否を明らかにしないことができる。

**(公開請求に対する決定等)**

**第10条** 実施機関は、公開請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して14日以内に、請求に係る公文書の公開をするかどうかの決定（以下「公開決定等」という。）をしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合には、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、公開決定等をしたときは、速やかに当該決定の内容を公開請求者に通知しなければならない。この場合において、当該公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しない旨の決定（前条の規定により存否を明らかにしない旨及び公開請求に係る公文書を保有していない旨の決定を含む。）をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。
- 3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項の期間内に決定することができないときは、当該期間の満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は当該理由を公開請求者に通知しなければならない。
- 4 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日の翌日から起算して44日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この項の規定を適用する旨及びその理由  
(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

**(第三者保護に関する手続き)**

**第11条** 公開請求に係る公文書にこの広域連合並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外のもの（以下この条、第16条及び第17条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするにあたって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の内容その他実施機関の定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りではない。

- (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第1項第2号ウ又は同項第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
  - (2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第8条の規定により公開しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対する意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

#### (公開の実施及び方法)

- 第12条** 実施機関は、公開請求に係る公文書を公開する決定をしたときは、請求者に対し、速やかに当該公文書を公開しなければならない。
- 2 公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行うものとする。
- 3 実施機関は、公文書を公開することにより当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該公文書に代えてその写しにより公開することができる。

#### (他の制度との調整)

- 第13条** 実施機関は、法令等の規定により、何人にも公開請求に係る公文書が前条第2項に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、法令等に一定の場合には公開しない旨の定めがある場合は、この限りではない。

#### (費用の負担)

- 第14条** この条例の規定する公文書の公開に係る手数料は、無料とする。
- 2 公開請求者は、写しの交付により公文書の公開を受けようとするときは、公文書の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

### 第3章 不服申立て

#### (不服申立てがあった場合の手続き)

- 第15条** 公開決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあった場合は、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、第18条第1項に規定する沖縄県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第17条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開するとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

#### (諮問をした旨の通知)

- 第16条** 諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 不服申立人及び参加者
  - (2) 公開請求者（公開請求者が不服申立人又は参加者である場合を除く。）
  - (3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加者である場合を除く。）

**(第三者からの不服申立てを棄却する場合における手続)**

**第17条** 第11条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
- (2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該決定等に係る公文書を公開する旨の決定又は裁決(第三者である参加者が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

**第4章 情報公開・個人情報保護審査会**

**(沖縄県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会)**

**第18条** 第15条第1項及び沖縄県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成19年沖縄県後期高齢者医療広域連合条例第22号。以下「保護条例」という。)第30条第1項に規定する諮問に応じて審査するため、この広域連合に沖縄県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、前項の審査を行うほか、情報公開の制度の運営に関する重要事項について審議を行い、実施機関に意見を述べることができる。

**(審査会の組織等)**

**第19条** 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、情報公開及び個人情報保護の制度に関し識見を有する者のうちから広域連合長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。
- 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

**(審査会の調査権限等)**

**第20条** 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書又は保護条例の規定に基づく開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒むことができない。
- 3 審査会は、必要と認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書に記録されている情報又は個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立人、参加者、諮問実施機関(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

**(意見の陳述等)**

**第21条** 審査会は、不服申立人等から申出があったときは、当該不服申立人等に口頭意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 審査会は、前項の規定により不服申立人等から意見書又は資料が提出された場合には、不服申立人等(当該意見書又は資料を提出したものを除く。)にその旨を通知するよう努めなければならない。

**(提出資料の閲覧等)**

**第22条** 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付(以下この条において「閲覧等」という。)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

- 2 審査会は、前項の規定による閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

**(審査会の非公開)**

**第23条** 審査会が行う審査の手続は、非公開とする。

**(答申書の送付等)**

**第24条** 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

**(委任)**

**第25条** この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

**第5章 雑則**

**(情報公開の総合的な推進)**

**第26条** 広域連合は、この条例に定める公文書の公開のほか、広域連合行政に関する情報を住民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

**(公文書目録の作成)**

**第27条** 実施機関は、その保有する公文書の目録及び公文書の検索に必要な資料を作成し、所定の場所に備えて住民の閲覧に供しなければならない。

**(運用状況の公表)**

**第28条** 実施機関は、毎年1回この条例の運用状況について公表しなければならない。

**(委任)**

**第29条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。